

事業計画（宮城県多賀城市）

1. 河川対策

【県・市町村管理区間】

- ① 2 級水系砂押川水系※ 1 の県管理区間では、全箇所（6 箇所）※ 2 で災害復旧事業を予定。そのうち、施設の被災及び背後地の状況に応じて緊急度の高い 4 箇所については大型土のう積み等による応急対策を完了。

本復旧については、平成 23 年度内に、3 箇所、平成 24 年度は 2 箇所、平成 25 年度は 1 箇所を着手している。

なお、多賀城市の市管理区間では、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の該当事業はない。

- ② 本復旧は、平成 25 年度末に 3 箇所完了し、平成 27 年度に 2 箇所、平成 29 年度に 1 箇所の完了を予定している。

海岸堤防の整備計画及び市が策定する復興計画等と整合を図りながら逐次整備し、概ね 7 年を目途に全箇所完了させることを目標とする。（まちづくりと一体となって実施する区間については、まちづくりと堤防整備の調整を図りながら実施。）併せて、堤防において液状化のおそれがある箇所については対策を実施。

- ③ 震災前に比べ堤防等が脆弱であること等から、平成 23 年 4 月 21 日より避難判断水位等を引き下げるなど警戒避難体制を強化。堤防等の本復旧が完了したところから順次、基準水位の見直しを実施予定。

- ④ 平成 26 年度における成果

- ・ 3 箇所事業の進捗を図った。

- ⑤ 平成 27 年度の成果目標

- ・ 本復旧の完了予定は、以下の通り

平成 27 年度まで ： 2 箇所（累計 5 箇所）

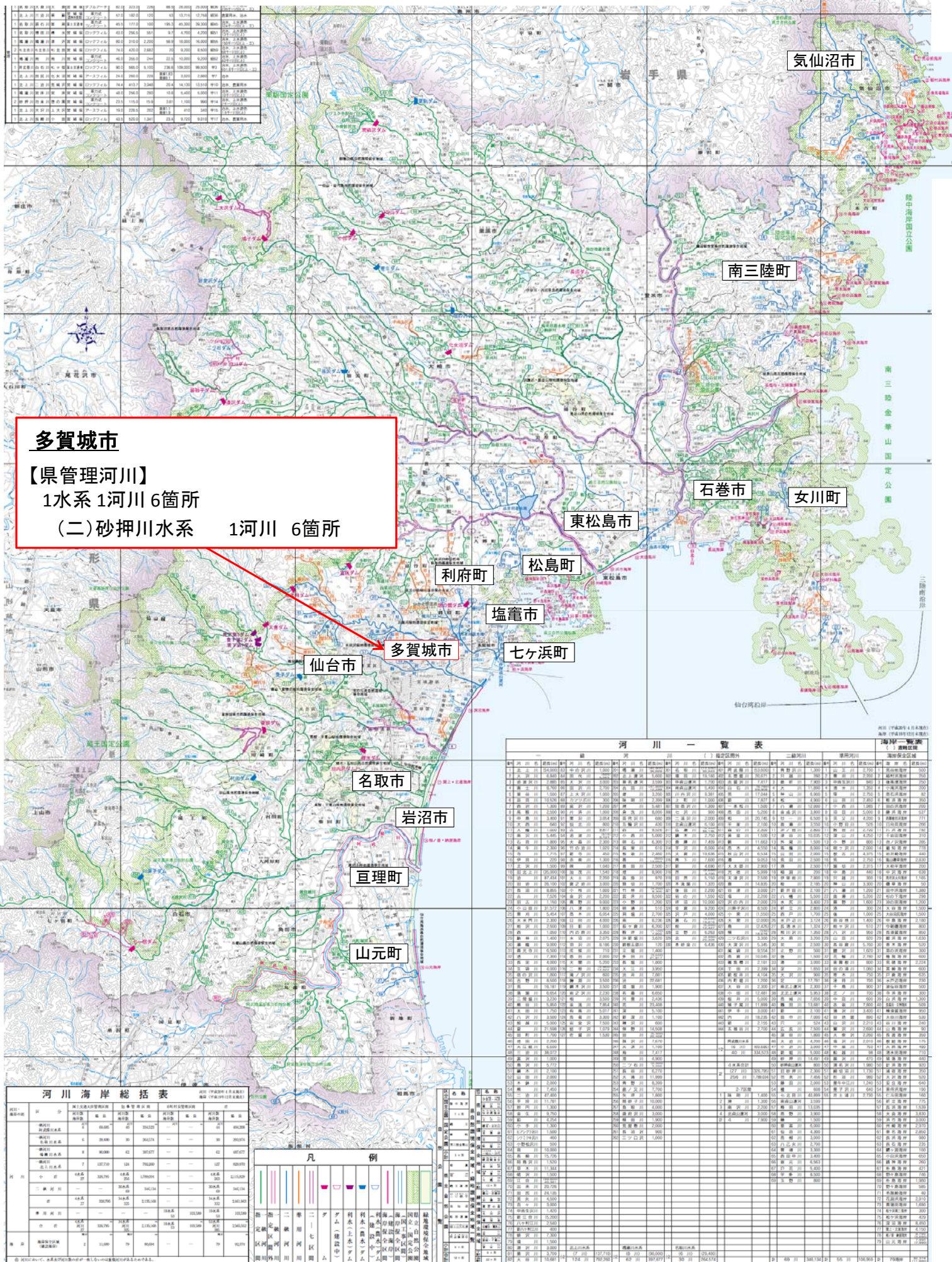
- ⑥ 事業完了予定年度

- ・ 平成 29 年度

※ 1 位置図を参照

※ 2 一連区間の取扱い方等により、箇所数は変動しうる

図面：宮城県提供



2. 下水道対策

①整備目的

東日本大震災における地盤沈下及び津波被害を踏まえ、内水排除困難地域における排水機能の向上、衛生的な生活環境・企業経営環境の再生を目指して各施設の整備を行うもの。

②整備施設

雨水幹線、雨水ポンプ場増設及び新設、雨水地下貯留施設

③平成 26 年度における成果

雨水幹線については、詳細設計が完了した路線から工事に着手済。雨水ポンプ場については、現在詳細設計を実施中。地下貯留施設については、詳細設計を実施中。

④平成 27 年度の成果目標（集中復興期間の成果目標）

事業進捗の推進（事業費ベース）

雨水幹線・・・56%

雨水ポンプ場・・・54%

雨水地下貯留施設・・・55%

⑤事業完了予定年度

平成 30 年度までに整備完了予定。

3. 農地・農業用施設

①被災状況

津波により約 100ha の農地及び農業用施設に甚大な被害を受けたところ。

②農地等の復旧

平成 24 年度までに復旧を完了した。

○平成 23 年度当初から既に営農が可能な農地 約 26ha

○平成 24 年度から営農が可能な農地 約 71ha

4. 復興まちづくり

(1) 学校施設等

①幼稚園・小中高等学校等

(i) 公立学校

<多賀城市立学校施設>

東日本大震災により被災した多賀城市立小・中学校施設の 11 施設（小学校 6 校・中学校 4 校・学校給食センター 1 施設）については、公立学校施設の災害復旧に係る国庫補助を申請し、以下のとおり早期復旧が完了した。

○復旧工事に係る入札を平成 24 年 5 月に行い、平成 24 年 6 月から着工を開始した。

○各施設とも、比較的軽微な被害に留まる 10 施設（各小・中学校 10 校）及び津波被害を受けた 1 施設（学校給食センター）については、平成 25 年 3 月までに復旧が完了した。

<県立学校>

多賀城市に所在する県立学校のうち、東日本大震災により被災し、公立学校施設の災害復旧に係る国庫補助に申請した 1 校については、平成 24 年度内に復旧完了した。

(ii) 私立学校

東日本大震災により被災した私立学校のうち、私立学校施設の災害復旧に係る国庫補助を申請した 8 校については、比較的軽微な被害にとどまり、平成 23 年度内に全て復旧完了した。

②大学等

(i) 私立大学

東日本大震災により被災した私立大学のうち、私立学校施設の災害復旧に係る国庫補助に申請のあった 1 校について、以下のとおり、復旧完了した。

比較的軽微な被害に留まる 1 校については、平成 23 年度内に事業着手し、平成 24 年度内に復旧完了した。

③公立社会教育施設（公立社会体育施設と公立文化施設を含む）

<多賀城市立社会教育施設>

東日本大震災により被災した多賀城市立社会教育施設のうち、公立社会教育施設の災害復旧に係る国庫補助に平成 23 年度は 4 施設、平成 24 年度は 2 施設が申請済み。

○平成 23 年度中に事業着手したもののうち、1 施設は平成 23 年度末をもって復旧完了、もう 1 施設は平成 25 年 2 月末に復旧完了。

○上記のほか 4 施設は、平成 25 年 2 月末に復旧完了。

<県立社会教育施設>

多賀城市に所在する社会教育施設のうち、東日本大震災により被災し、公立社会教育施設の災害復旧に係る国庫補助に申請予定の 1 施設について、以下のとおり復旧完了した。

○甚大な被害を受けた東北歴史博物館については、平成 23 年度に事業着手、平成

25 年 2 月末に復旧完了した。

(2) 津波復興拠点整備事業

①地区名：八幡地区

②東日本大震災復興交付金を活用して、平成 24 年度から津波復興拠点整備事業に着手。

③平成 26 年度までの成果

平成 26 年 1 月に一団地の津波防災拠点市街地形成施設として都市計画決定し、平成 26 年 3 月に事業認可、平成 26 年 9 月に工事着手※ 1 している。

④平成 27 年度の成果目標（集中復興期間の成果目標）

平成 28 年度の事業完了に向けて着実に工事を進めていく。

⑤事業完了予定年度

平成 28 年度予定

※ 1 工事着手には設計付き工事発注を含む

5. 土砂災害対策

- ①平成 23 年 8 月末までに、市内約 30 箇所の土砂災害危険箇所の点検を実施し、1 箇所で斜面の変状等を確認。降雨等により二次的な被害の恐れがある箇所等、必要に応じ土のう積みや観測等の応急対策を実施。（降雨の状況等を考慮し、随時再調査等を実施。）
- ②最大震度 5 強を観測した多賀城市では、地震により地盤が脆弱になっている可能性が高く、降雨による土砂災害の危険性が通常よりも高いと考えられるため、県と気象台が連携し、平成 23 年 4 月より土砂災害警戒情報の発表基準を引き下げて運用していたが、降雨と土砂災害発生状況を考慮して基準を見直し、平成 25 年 5 月に通常基準への引き上げを実施。

6. 災害廃棄物の処理

①推計量について

東日本大震災においては、地震による大規模な津波及び地震による建物の倒壊等により膨大な量の災害廃棄物等約 340 千トン※（災害廃棄物が約 230 千トン、津波堆積物が約 111 千トン）発生した。

②搬入状況について

住民が生活している場所の近くの災害廃棄物については、平成 23 年 6 月中に仮置場へ概ね搬入した。その他の災害廃棄物（損壊家屋等の解体により生じた災害廃棄物を含む。）、津波堆積物についても、平成 25 年 1 月末までに仮置場への搬入は完了した。

③処理状況について

平成 26 年 3 月末までに、災害廃棄物等約 340 千トン※（災害廃棄物が約 230 千トン、津波堆積物が約 111 千トン）の処理をすべて完了した。

※）災害廃棄物等推計量、災害廃棄物推計量及び津波堆積物推計量は、各推計量の合計値を 100 トン単位で個別に四捨五入した値のため、千トンの誤差を生じる場合がある。

復興施策の工程表(宮城県多賀城市)

